

監査委員の選任について

次の者を今治市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項前段の規定により同意を求める。

平成30年3月26日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市北日吉町

渡 辺 英 徳

「理 由」

川口義輝監査委員の任期が平成30年3月31日で満了するので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

（以下省略）

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。

（以下省略）

教育委員会委員の任命について

次の者を今治市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求める。

平成30年3月26日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市上徳

西 原 梨 乃

「理 由」

竹田美和委員の任期が平成30年3月25日で満了したので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

固定資産評価員の選任について

次の者を今治市固定資産評価員に選任（兼任）したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により同意を求める。

平成30年3月26日提出

今治市長 菅 良 二

記

今 治 市 主 事

玉 井 誠 也

「理 由」

古川毅固定資産評価員が平成30年3月31日付けで退任するので、後任者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方税法（抜すい）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

平成30年3月26日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市吉海町 矢 野 峰 廣

今治市旭町 河 上 哲 郎

今治市大三島町 多 和 佐 代 子

今治市阿方 志 賀 啓 二

今治市別名 稲 田 守

今治市新谷

森

幸

江

「理由」

矢野峰廣委員、河上哲郎委員、多和佐代子委員、志賀啓二委員、稲田守委員、高井實委員の任期が平成30年6月30日で満了するので、上記の者を推薦しようとするもの。

「参 照」

人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。